

## 高岡地区広域圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成 7 年 3 月 31 日規則第 1 号

改正 平成17年11月 1 日規則第 2 号

改正 平成23年 6 月 2 日規則第 1 号

高岡地区広域圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年高岡地区広域圏事務組合条例第 1 号）の施行については、高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年高岡市規則第15号）の規定の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高岡地区広域圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例施行規則（平成 5 年高岡地区広域圏事務組合規則第 6 号）は、廃止する。
- 3 平成 23 年 6 月 2 日から同年 12 月 31 日までの間、本則中「高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 17 年高岡市規則第 15 号）」とあるのは「高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 17 年高岡市規則第 15 号）及び東日本大震災に対処するための高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の特例に関する規則（平成 23 年高岡市規則第 24 号）」とする。

附 則（平成17年11月 1 日高広組規則第 2 号）

この規則は、平成17年11月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 6 月 2 日高広組規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。